

鶴岡市中心市街地将来ビジョンロゴマーク使用取扱要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は鶴岡市中心市街地将来ビジョンロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

(ロゴマークの使用目的)

第2条 ロゴマークは、鶴岡市中心市街地将来ビジョンに基づき、鶴岡市の中心市街地の活性化を目的とし制作したものである。各種事業を推進するシンボルとして活用し、市民・団体、地域と関わりのある企業等が域内外へ発信するために使用するものである。

(ロゴマーク)

第3条 ロゴマークは、別記「鶴岡市中心市街地将来ビジョンロゴマーク使用ガイドライン」で定めたとおりとする。

(ロゴマークに関する権利)

第4条 ロゴマークに関する著作権等の一切の権利は、鶴岡市に帰属する。

(使用の基準)

第5条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークを使用することができる。

- (1) 法令または公序良俗に反するもの、または反するおそれがあるものと認められるとき
- (2) 鶴岡市の信用や品位を害するおそれがあるとき
- (3) 第三者の誤解を招き、または利益を害するおそれがあるとき
- (4) 特定の個人、政治、思想、宗教の活動を支援するとき、または支援するおそれがあるとき
- (5) 不当な利益を得るために使用するおそれがあるとき
- (6) 不適正な使用の態様により使用するおそれがあるとき
- (7) 前各号に掲げるもののほか、その使用が不適当と認められるとき

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 第5条の規定によるロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 別記「鶴岡市中心市街地将来ビジョンロゴマーク使用ガイドライン」に沿って適切に使用すること
- (2) 使用者以外の第三者にロゴマークを使用させないこと
- (3) ロゴマークを自己の商標若しくは意匠に使用せず、または商標権、意匠権等の知的財産権の申請をしないこと
- (4) ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと

(報告及び調査)

第8条 鶴岡市長は、必要に応じて、使用者に対し、ロゴマークの使用状況について報告を求め、または調査を行うことができる。

(改善指導及び使用差し止め)

第9条 鶴岡市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者に対し、改善を指導することができる。

- (1) 使用者が第7条各号に掲げる事項を遵守しない場合
- (2) 指導に対し改善が見られない場合は、使用を差し止め、使用者に対しロゴマークを使用した物品等の回収等の措置を請求することができる。

(免責事項、損失補償等の責任)

第10条 鶴岡市は、本要綱により、ロゴマークの使用に伴って使用者に生じた損害について一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、ロゴマークの使用により第三者に損害を与えたときは、その全責任を負うものとする。
- 3 使用者は、ロゴマークの使用による事故、苦情が発生したときは、自らの責任のもとに、適切な措置を講じなければならない。事故、苦情が発生したときは、使用者は速やかにその内容について、鶴岡市長に報告しなければならない。
- 4 前項に規定する事故、苦情について、鶴岡市は一切の責任を負わない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、鶴岡市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月28日から施行する。